

令和4年4月7日 開会

令和4年4月 日 閉会

令和4年第3回江差町議会臨時会 議案

署名議員

署名議員

議 案 目 次

報告第 1 号	和解及び損害賠償額の決定の専決処分について	P 1
承認第 1 号	江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の 承認を求めることについて	P 3
承認第 2 号	令和 3 年度江差町一般会計補正予算（第 2 1 号）の専決処分の 承認を求めることについて	P 1 1
議案第 1 号	令和 4 年度江差町一般会計補正予算（第 2 号）について	P 3 1

報告第1号

和解及び損害賠償額の決定の専決処分について

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年4月7日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による議決事件について、専決処分したので報告する。

専 決 処 分 書

次のとおり和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和4年3月25日

江差町長 照井 誉之介

和解及び損害賠償額の決定について

1 当事者

- (甲) 江差町長 照井 誉之介
- (乙) A氏

2 事案の概要

- (1) 令和4年2月18日午前11時30分頃、甲所管の小型ダンプトラックが排雪作業中、後方に停車していた乙所有の車輛に接触し、損傷を与えたもの。
- (2) 甲及び乙は、上記に起因する損害について甲の責任において補償することとして交渉を進め、和解することで合意を得たものである。

3 和解の概要

- (1) 甲及び乙は、上記に起因する損害の費用が82,542円であると確認し、甲の加入する自動車損害共済保険により補修費全額を支払うものとする。
- (2) 甲及び乙は、本件について今後どのような事情が生じても、いかなる名目を問わず各自相手方に対し何らの請求をしない。

承認第1号

江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

江差町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年4月7日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、江差町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、江差町税条例等の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

江差町長 照井 誉之介

江差町税条例等の一部を改正する条例

(江差町税条例の一部改正)

第1条 江差町税条例(昭和25年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第18条の4中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」を「確定申告書」に、「かかる」を「係る」に、「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の道民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))

の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は「を、」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第48条第17項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第23項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加え、「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に、「江差町手数料徴収条例（平成12年江差町条例第16号。「以下手数料徴収条例」という。）」を「江差町手数料条例（平成16年江差町条例第6号。「以下手数料条例」という。）」に改める。

第73条の3第1項中「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を、「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加え、「手数料徴収条例」を「手数料条例」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第30

項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第24項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第10条の3第9項各号列記以外の部分中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項各号列記以外の部分中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用に受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第26条を削る。

別表中「江差福祉会」を「あすなる福祉会」に改める。

(江差町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 江差町税条例等の一部を改正する条例(令和3年条例7号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、町税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第3項中「の規定中個人の町民税に関する部分」を「第24条第2項、第32条第1号及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中町税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中町税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第36条の3第2項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条江差町税条例等の一部を改正する条例(令和3年条例第7号)附則第2条第3項の改正規定に限る。)の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中町税条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2第1項の改正規定(「固定資産税課税台帳」の次に(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。))を加える部分を除く。)及び同条例第73条の3第1項の改正規定(「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。))」を加える部分を除く。)並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の町税条例第18条の4第1項(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(町民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の町税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の町税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の町税条例第73条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。
- 4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の町税条例第73条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行日の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

承認第2号

令和3年度江差町一般会計補正予算（第21号）の専決処分の承認を求めることについて

令和3年度江差町一般会計補正予算（第21号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年4月7日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に係る経費を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

江差町長 照井 誉之介

令和3年度江差町一般会計補正予算（第21号）

令和3年度江差町一般会計補正予算（第21号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、それぞれ6,394千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,432,920千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	一般管理費	職員人件費(一般管理費分)	0	308				▲ 308	財源更正
総務費	一般管理費	庁舎内飛沫感染防止対策	0	▲ 2				2	財源更正
総務費	一般管理費	新型コロナウイルス感染拡大防止対策Web会議システム拡充事業	0	▲ 2				2	財源更正
総務費	文書広報費	新型コロナウイルス関連周知	▲ 940	▲ 941				1	財源更正
総務費	企画費	江差EZOCA普及促進	0	▲ 2				2	財源更正
総務費	企画費	江差町ふるさと特産品PR事業	0	▲ 86				86	財源更正
総務費	住民運動対策費	町内会及び自治会への活動支援事業	0	▲ 17				17	財源更正
民生費	社会福祉施設費	老人福祉センタートイレ洋式化改修工事	▲ 506	739				▲ 1,245	
民生費	社会福祉施設費	集会施設トイレ洋式化改修工事	▲ 128	25				▲ 153	
民生費	老人福祉費	高齢者施設及び介護保険施設等従事者PCR検査事業	0	▲ 676				676	財源更正
民生費	常設保育所費	町立保育園トイレ洋式化改修工事	▲ 530	1,740				▲ 2,270	
民生費	常設保育所費	保育園感染予防物品購入	0	▲ 4				4	財源更正
衛生費	予防費	インフルエンザ予防接種支援	0	▲ 1,062				1,062	財源更正
衛生費	予防費	新型コロナウイルス感染症検査費用助成	0	▲ 2,612				2,612	財源更正
労働費	労働費	檜山地域人材開発センタートイレ洋式化改修工事	▲ 178	1,949				▲ 2,127	
農林水産業費	農業振興費	農業経営持続化支援給付金事業	▲ 706	▲ 707				1	
農林水産業費	水産業振興費	漁業経営持続化支援給付金事業	▲ 300	▲ 300					
商工費	商工業振興費	商店街地域拠点施設感染防止対策支援	0	▲ 2				2	財源更正

令和3年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
商工費	商工業振興費	江差商工会トイレ洋式化改修工事補助	▲ 55	3,797				▲ 3,852	
商工費	商工業振興費	“エエ町、江差”飲食店応援券事業	0	▲ 95				95	財源更正
商工費	観光費	「江差割」宿泊キャンペーン事業	▲ 2,770	▲ 2,770					
商工費	観光費	(仮称)かもめ島の秋まつり	0	▲ 1				1	財源更正
商工費	観光費	コロナ禍における文化保存伝承支援事業	0	▲ 132				132	財源更正
商工費	追分振興費	江差追分「キズナ」プロジェクト	0	▲ 1				1	財源更正
土木費	住宅管理費	江差町住宅リフォームプレミアム商品券発行事業補助	0	1,498		▲ 1,500		2	財源更正
教育費	教育振興費	新型コロナウイルス感染症予防対策(小学校費)	0	118				▲ 118	財源更正
教育費	図書館費	図書館システム整備	0	▲ 1				1	財源更正
教育費	生涯学習推進費	冬期間における子ども等の居場所づくり事業	▲ 23	▲ 25				2	
教育費	生涯学習推進費	公共施設を活用した子ども等の居場所づくり事業	0	▲ 2				2	財源更正
教育費	文化会館管理費	AIカメラ体温測定システム整備	0	▲ 1				1	財源更正
教育費	体育施設費	運動公園トイレ洋式化改修工事	▲ 258	▲ 6				▲ 252	
計			▲ 6,394	727		▲ 1,500		▲ 5,621	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		2,445,603	△5,621	2,439,982
	1 地方交付税	2,445,603	△5,621	2,439,982
13 国庫支出金		1,065,995	727	1,066,722
	2 国庫補助金	670,089	727	670,816
20 町債		723,600	△1,500	722,100
	1 町債	723,600	△1,500	722,100
歳入合計		6,439,314	△6,394	6,432,920

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		1, 147, 782	△940	1, 146, 842
	1 総 務 管 理 費	1, 097, 103	△940	1, 096, 163
3 民 生 費		1, 765, 707	△1, 164	1, 764, 543
	1 社 会 福 祉 費	1, 375, 967	△634	1, 375, 333
	2 児 童 福 祉 費	389, 740	△530	389, 210
5 労 働 費		23, 625	△178	23, 447
	1 労 働 費	23, 625	△178	23, 447
6 農 林 水 産 業 費		188, 542	△1, 006	187, 536
	1 農 業 費	116, 849	△706	116, 143
	3 水 産 業 費	42, 370	△300	42, 070
7 商 工 費		282, 116	△2, 825	279, 291
	1 商 工 費	282, 116	△2, 825	279, 291
10 教 育 費		768, 700	△281	768, 419
	4 社 会 教 育 費	100, 456	△23	100, 433
	5 保 健 体 育 費	294, 836	△258	294, 578
歳 出 合 計		6, 439, 314	△6, 394	6, 432, 920

第2表 地方債補正

(変更)

単位：千円

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法
変更前	江差町住宅リフォームプレミアム商品券発行事業補助	10,300	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後		8,800	同上	同上	同上

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	2,445,603	△5,621	2,439,982
13 国庫支出金	1,065,995	727	1,066,722
20 町債	723,600	△1,500	722,100
歳入合計	6,439,314	△6,394	6,432,920

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	1,147,782	△940	1,146,842	△742			△198
3民生費	1,765,707	△1,164	1,764,543	1,824			△2,988
4衛生費	504,662	0	504,662	△3,674			3,674
5労働費	23,625	△178	23,447	1,949			△2,127
6農林水産業費	188,542	△1,006	187,536	△1,007			1
7商工費	282,116	△2,825	279,291	796			△3,621
8土木費	864,932	0	864,932	1,498	△1,500		2
10教育費	768,700	△281	768,419	83			△364
歳出合計	6,439,314	△6,394	6,432,920	727	△1,500	0	△5,621

(2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計	
				項
				目
10 地方交付税	2,445,603	△5,621	2,439,982	
1 地方交付税	2,445,603	△5,621	2,439,982	
1 地方交付税	2,445,603	△5,621	2,439,982	
13 国庫支出金	1,065,995	727	1,066,722	
2 国庫補助金	670,089	727	670,816	
1 総務費国庫補助金	23,290	△742	22,548	
2 民生費国庫補助金	276,062	1,824	277,886	
3 衛生費国庫補助金	37,548	△3,674	33,874	
4 農林水産業費国庫補助金	45,376	△1,007	44,369	
5 土木費国庫補助金	213,680	1,498	215,178	
7 教育費国庫補助金	11,290	83	11,373	

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1 地 方 交 付 税	△5,621	普通交付税
2 総 務 管 理 費 補 助 金	△742	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 庁舎内飛沫感染防止対策分 △2 庁舎内飛沫感染防止対策（消毒作業）分 308 新型コロナウイルス感染拡大防止対策Web会議システム 拡充事業分 △2 新型コロナウイルス関連周知分 △941 江差EZOCA普及促進分 △2 江差町ふるさと特産品PR事業分 △86 町内会及び自治会への活動支援事業分 △17
1 社 会 福 祉 費 補 助 金	88	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 高齢者施設及び介護保険施設等従事者PCR検査 事業分 △676 老人福祉センタートイレ洋式化改修工事分 739 集会施設トイレ洋式化改修工事分 25
2 児 童 福 祉 費 補 助 金	1,736	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 町立保育園トイレ洋式化改修工事分 1,740 保育園感染予防物品購入分 △4
1 保 健 衛 生 費 補 助 金	△3,674	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 インフルエンザ予防接種支援分 △1,062 新型コロナウイルス感染症検査費用助成分 △2,612
1 農 業 費 補 助 金	△707	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 農業経営持続化支援給付金事業分
2 水 産 業 費 補 助 金	△300	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 漁業経営持続化支援給付金事業分
2 住 宅 費 補 助 金	1,498	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 江差町住宅リフォームプレミアム商品券発行事業補助分
1 小 学 校 費 補 助 金	118	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 新型コロナウイルス感染予防対策（小学校費） 分
3 社 会 教 育 費 補 助 金	△35	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 図書館システム整備分 △1 冬期間における子ども等の居場所づくり事業分 △25 公共施設を活用した子ども等の居場所づくり事業分 △2

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
8 商工費国庫補助金	58,973	796	59,769
9 労働費国庫補助金	350	1,949	2,299
20 町債	723,600	△1,500	722,100
1 町債	723,600	△1,500	722,100
3 土木債	243,600	△1,500	242,100
歳入合計	6,439,314	△6,394	6,432,920

単位：千円

節		説明
区分	金額	
		AIカメラ体温測定システム整備分 △1 運動公園トイレ洋式化改修工事分 △6
1 商工費国庫補助金	796	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 商店街地域拠点施設感染防止対策支援分 △2 江差商工会トイレ洋式化改修工事補助分 3,797 “エエ町、江差”飲食店応援券事業分 △95 「江差割」宿泊キャンペーン事業分 △2,770 (仮称)かもめ島の秋まつり分 △1 コロナ禍における文化保存伝承支援事業分 △132 江差追分「キズナ」プロジェクト分 △1
1 労働費国庫補助金	1,949	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 檜山地域人材開発センタートイレ洋式化改修工事分
4 住 宅 債	△1,500	江差町住宅リフォームプレミアム商品券発行事業補助

(3) 歳出

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
項							
目							
2 総務費	1,147,782	△940	1,146,842	△742			△198
1 総務管理費	1,097,103	△940	1,096,163	△742			△198
1 一般管理費	708,772	0	708,772	304			△304
2 文書広報費	11,432	△940	10,492	△941			1
6 企画費	274,321	0	274,321	△88			88
8 住民運動対策費	27,611	0	27,611	△17			17
3 民生費	1,765,707	△1,164	1,764,543	1,824			△2,988
1 社会福祉費	1,375,967	△634	1,375,333	88			△722
2 社会福祉施設費	25,877	△634	25,243	764			△1,398
3 老人福祉費	467,589	0	467,589	△676			676
2 児童福祉費	389,740	△530	389,210	1,736			△2,266
3 常設保育所費	145,793	△530	145,263	1,736			△2,266
4 衛生費	504,662	0	504,662	△3,674			3,674
1 保健衛生費	504,662	0	504,662	△3,674			3,674
2 予防費	119,304	0	119,304	△3,674			3,674
5 労働費	23,625	△178	23,447	1,949			△2,127
1 労働費	23,625	△178	23,447	1,949			△2,127
1 労働費	23,625	△178	23,447	1,949			△2,127
6 農林水産業費	188,542	△1,006	187,536	△1,007			1
1 農業費	116,849	△706	116,143	△707			1
2 農業振興費	40,766	△706	40,060	△707			1
3 水産業費	42,370	△300	42,070	△300			
2 水産業振興費	32,994	△300	32,694	△300			
7 商工費	282,116	△2,825	279,291	796			△3,621
1 商工費	282,116	△2,825	279,291	796			△3,621

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
			財源更正
10	需用費	△16	消耗品費
12	委託料	△924	チラシ等配布委託
			財源更正
			財源更正
14	工事請負費	△634	集会施設トイレ洋式化改修工事 △128 老人福祉センタートイレ洋式化改修工事 △506
			財源更正
14	工事請負費	△530	町立保育園トイレ洋式化改修工事
			財源更正
14	工事請負費	△178	檜山地域人材開発センタートイレ洋式化改修工事
18	負担金補助及び交付金	△706	農業経営持続化支援給付金
18	負担金補助及び交付金	△300	漁業経営持続化支援給付金

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国道支出金	地方債	その他		
項	目							
2	商工業振興費	121,611	△55	121,556	3,700			△3,755
3	観光費	81,717	△2,770	78,947	△2,903			133
5	追分振興費	12,001	0	12,001	△1			1
8	土木費	864,932	0	864,932	1,498	△1,500		2
6	住宅費	60,026	0	60,026	1,498	△1,500		2
1	住宅管理費	60,026	0	60,026	1,498	△1,500		2
10	教育費	768,700	△281	768,419	83			△364
2	小学校費	162,134	0	162,134	118			△118
2	教育振興費	7,243	0	7,243	118			△118
4	社会教育費	100,456	△23	100,433	△29			6
2	図書館費	10,936	0	10,936	△1			1
3	生涯学習推進費	6,731	△23	6,708	△27			4
4	文化会館管理費	75,142	0	75,142	△1			1
5	保健体育費	294,836	△258	294,578	△6			△252
2	体育施設費	17,975	△258	17,717	△6			△252
歳出合計		6,439,314	△6,394	6,432,920	727	△1,500	0	△5,621

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
18	負担金補助及び交付金	△55	江差商工会トイレ洋式化改修工事補助
12	委託料	△2,770	「江差割」宿泊キャンペーン事業委託
			財源更正
			財源更正
			財源更正
10	需用費	△3	消耗品費
12	委託料	△20	雪山スロープ整備委託
			財源更正
14	工事請負費	△258	運動公園トイレ洋式化改修工事

(6) 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

単位：千円

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額	
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 償還見込額		
1 普通債	1,890,521	1,871,088	112,100	192,414	1,790,774	
(4) 土木債	241,180	354,365	95,300	11,546	438,119	
合計	補正前の額	5,741,305	5,609,137	694,100	558,393	5,744,844
	補正額			▲ 1,500		▲ 1,500
	補正後の額	5,741,305	5,609,137	692,600	558,393	5,743,344

議案第1号

令和4年度江差町一般会計補正予算（第2号）について

令和4年度江差町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ11,205千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,719,516千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年4月7日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和4年度江差町一般会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加する必要が生じたことによる。

令和4年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
商工費	観光費	「江差割」宿泊キャンペーン	9,740	9,740					
商工費	観光費	かもめ島キャンプ町民利用促進事業	1,465	1,465					
計			11,205	11,205					

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
13国庫支出金		623,224	11,205	634,429
	2国庫補助金	228,684	11,205	239,889
歳入合計		5,708,311	11,205	5,719,516

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商 工 費		197,649	11,205	208,854
	1 商 工 費	197,649	11,205	208,854
歳 出	合 計	5,708,311	11,205	5,719,516

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金	623,224	11,205	634,429
歳入合計	5,708,311	11,205	5,719,516

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
7商工費	197,649	11,205	208,854	11,205			
歳出合計	5,708,311	11,205	5,719,516	11,205	0	0	0

(2) 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金	623,224	11,205	634,429
2 国庫補助金	228,684	11,205	239,889
5 商工費国庫補助金	569	11,205	11,774
歳入合計	5,708,311	11,205	5,719,516

単位：千円

節		説明
区	分	
		金額
1	商工費国庫補助金	11,205
		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 「江差割」宿泊キャンペーン分 9,740 かもめ島キャンプ町民利用促進事業分 1,465

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
7 商工費	197,649	11,205	208,854	11,205			
1 商工費	197,649	11,205	208,854	11,205			
3 観光費	63,914	11,205	75,119	11,205			
歳出合計	5,708,311	11,205	5,719,516	11,205	0	0	0

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
12	委託料	9,740	「江差割」宿泊キャンペーン事業委託
18	負担金補助及び交付金	1,465	かもめ島キャンプ町民利用促進補助